

共同記者会見

宮城県・仙台市

宮城県医師会・仙台市医師会・東北大学病院

令和3年1月9日

外出の自粛要請について

期間：令和3年1月9日から令和3年2月7日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、**特定都道府県(※)への不要不急の移動は避ける**ようお願いします。

特定都道府県以外の地域への移動については、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断をするようお願いします。

※特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）

令和3年1月8日時点：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県

第2期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年1月12日（火） 午後10時から 令和3年1月27日（水） 午前 5時まで
2 対象施設	（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設） ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
3 対象区域	仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目 （定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域）
4 要請内容	午前5時から午後10時までの時間短縮営業

※2～4は、令和2年12月28日から令和3年1月12日までの要請内容と変更ありません。

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540
受付時間 毎日9:00～17:00

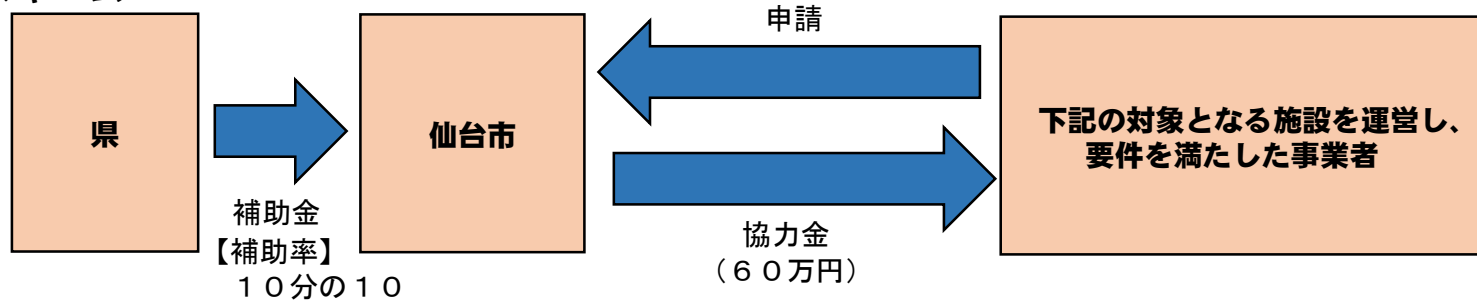
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(1月12日午後10時～1月27日午前5時実施分)

仙台市青葉区国分町2丁目及び一番町4丁目を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年1月12日(火)午後10時から同月27日(水)午前5時までの間、午前5時から午後10時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり60万円

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

- ◎令和3年1月11日(月)以前から開業しており、令和3年1月12日(火)午後10時から1月27日(水)午前5時の期間中に午前5時から午後10時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
 - ※ 以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
 - ※ 前回の要請(12/28～1/12)への協力の有無は不問

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

時短要請相談窓口
（コールセンター）

電話 022-211-3540

受付時間9:00～17:00

営業時間短縮の対象区域

